

意見書(案)

令和4年8月3日からの大雨による被害に対する支援の充実・強化を求める意見書

本県では、8月3日から4日にかけて記録的な大雨に見舞われ、特に県南部を連続して襲った線状降水帯は本県に甚大な被害をもたらした。

特に、本県の基盤産業である農業においては、農作物の浸水・冠水、農業用ため池の決壊、農地の流出や農地への土砂流入、揚水機場の水没などが発生した。10月3日現在、本県農林水産業の被害は県内24市町村に及び、被害額は113億6,700万円に上っている。また、商工業関係においても、建物や敷地への浸水による生産設備や機械装置等に大きな被害が生じた。

本県においては、関係市町村等と連携し、被害状況の把握や応急対策、災害復旧に全力で取り組んでいるところである。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大や生産資材価格の高騰に加え、近年の異常気象による度重なる被害により、生産現場や事業者間では事業継続の断念や意欲減退の声が広がっており、本県産業の衰退が懸念される。

よって、国においては、被災者の一日も早い救済・経営再建のために、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 農業者の経営再建と生産力の維持に向け、被災した農地・農業用施設等の復旧に対し、迅速かつ柔軟な支援策を講じること。
- 2 農業用機械等の再取得経費の助成など、早期営農再開に向け、令和2年7月豪雨の際に発動された「生活・生業支援パッケージ」と同等の支援策を講じること。
- 3 中小企業・小規模事業者の施設・設備の修繕や更新経費の助成など、事業の早期再開・継続に向け、令和2年7月豪雨の際に導入された「なりわい再建支援補助金」と同等の支援策を講じること。
また、自治体が独自の支援制度を創設した際は、そのために必要な財源措置を講じること。
- 4 再度の災害防止に向けた農業用施設の改良や生産技術の開発など、災害に強い農業・農村づくりに対する継続的かつ十分な支援策を講じること。
- 5 各種農業セーフティネットについて、加入促進に向けた取組みを更に進めるとともに、農業者のニーズや昨今の自然災害の頻発化・激甚化を踏まえ、収入保険については、農業者の再生産費が確保されるよう、実態に即した見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣 あて
農林水産大臣
経済産業大臣
内閣府特命担当大臣(防災)
内閣官房長官

山形県議会議長 坂本 貴美雄

以上、発議する。

令和4年10月7日

提出者 山形県議会議会運営委員長 小松伸也

意見書(案)

私学助成の充実強化を求める意見書

私立学校は、各々建学の精神に基づき、新しい時代に対応する教育を積極的に展開している。

一方、その経営においては、少子化による園児・生徒・学生の急速な減少、コロナ禍における今般の原油価格や物価の高騰などにより、依然として厳しい状態が続いている。

このような状況の中、国は令和2年度から年収590万円未満の世帯の私立高等学校授業料の実質無償化を実現し、公私間の格差是正に努めている。

しかしながら、私立高等学校の生徒については、授業料以外の納付金を含めた公立学校との納付金格差は依然として残っており、こうした状況が、これらの私立学校への進路選択の妨げとなっている。

私立学校経営の安定性を高めるには、引き続き支援の充実強化を図る必要がある。

よって、国においては、下記の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

- 1 原油価格や物価の高騰による私立学校の負担増加に対する財政措置を継続すること。
- 2 施設の耐震化や教育環境維持のための設備の更新や改修に利用できる恒常的な補助制度を創設すること。
- 3 GIGAスクール構想の実現に向け、ICTに関する専門人材の配置を含むICT環境の整備に対する補助を拡充し、複数年度にわたり支援すること。
- 4 公私間の納付金負担格差の是正・縮小による保護者の負担軽減に向けた支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 へ
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

山形県議会議長 坂本 貴美雄

以上、発議する。

令和4年10月7日

提出者 山形県議会総務常任委員長 柴田 正人

意見書(案)

コロナ禍における観光需要の本格的な回復に向けた支援を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国においては、令和4年10月11日から、海外からの入国制限を緩和するとともに、落ち込んだ観光需要の回復に向けて全国旅行支援がよいよ実施される所である。

本県においては、地域観光事業支援(県民割)により、県内や北海道、東北各県、新潟県を対象として宿泊料金の割引を行うなど観光需要の喚起策を実施してきた。

しかしながら、令和3年度の本県の主要観光地における観光者数は、約3,006万人であり、令和2年度と比較して約255万人、9.3%増加したものの、コロナ禍前である平成30年度の約4,651万人と比較すると約65%までしか回復しておらず、遠く及ばない状況である。

観光業は消費の促進や雇用の創出など、地域経済を支える重要な産業であることから、観光需要喚起の継続に加え、さらなる観光需要の掘り起こしを進めることにより、観光需要をコロナ禍前の水準まで回復させる必要がある。

よって、国においては、観光の復活を推進するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、全国旅行支援を継続して実施するなど、切れ目のない観光需要の喚起策が必要であることから、追加の財源措置を講じること。
- 2 観光事業者や旅行者が見通しをもって事業計画や旅行計画を立てることができるよう、早期に需要喚起策の実施方針を提示するとともに十分な実施期間を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 へ
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣

山形県議会議長 坂本 貴美雄

以上、発議する。

令和4年10月7日

提出者 山形県議会商工労働観光常任委員長 五十嵐 智 洋

意見書(案)

防災・減災、国土強靱化対策の一層の推進を求める意見書

近年、全国各地で集中豪雨による大規模な自然災害が毎年のように発生しており、本県においても平成30年8月、令和元年10月、令和2年7月、本年8月と相次いで記録的な豪雨や局地的な大雨による災害に見舞われ、甚大な被害が発生している。

国においては、令和7年度までを期間とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を策定して地方とともに集中的な対策を実施しているほか、災害が発生した際には権限代行による復旧事業等に迅速かつ機動的に取り組んでいる。本県においては、「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」に基づき、国の5か年加速化対策等の予算を活用しながら取組みを進めているところである。

しかし、本年8月の豪雨等においては、対策実施済みの箇所では被害が抑止・軽減される一方、県民の安全・安心を脅かす被害が県内各所で多数発生しており、未対策箇所の整備の加速化や現在の5か年加速化対策等の後も見据えた中長期的かつ計画的な防災・減災、国土強靱化対策が求められている。

よって、国においては、頻発化・激甚化する自然災害を踏まえた対策を引き続き強化し、住民のいのちと暮らしを守るため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 県民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算・財源を例年以上の規模で確保すること。
- 2 地域経済を振興し、県民生活の質の向上を図るため、資材価格が高騰する中でも必要な社会資本整備・管理が安定的に進められるよう、十分な予算措置を行うこと。
- 3 河川の堆積土砂や支障木の撤去等に充当できる「緊急浚渫推進事業債」について、令和6年度までの対象期間後も継続して事業が実施できるよう、国土強靱化に必要な予算で措置すること。
- 4 近年の激甚化する自然災害にも耐えられるように施設機能を向上させる改良復旧事業について、引き続き十分な予算措置を行うこと。
- 5 国土強靱化対策の一環として、積雪寒冷地の舗装の老朽化対策、防雪柵の整備及び除雪機械の更新等の施設整備を着実に推進できるよう道路の雪寒対策に係る十分な予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣 　あて
国土交通大臣
国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣(防災)
内閣官房長官

山形県議会議長　　坂本　貴美雄

以上、発議する。

令和4年10月7日

提出者 山形県議会建設常任委員長 相田 光照